

# 校則・生徒指導のあり方の見直し

熊本市教育委員会

## はじめに

本市は、小中学校 134 校をはじめ、高等学校、専修学校、幼稚園、特別支援学校まで合わせると、145 校（園）を有しており、在籍する児童及び生徒数は約 6 万 2 千人である。

令和 2 年に策定した熊本市教育振興基本計画（令和 2～5 年度）の基本理念である「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」に基づき、教育ICTの活用、市立高校・専門学校の改革、教職員の働き方改革、校則・生徒指導の見直し等、様々な学校改革に取り組んでいる。

## 1. 見直しの目的

校則・生徒指導のあり方の見直しも、これらの学校改革の一環として、児童生徒が学校生活全般にわたって自ら考え主体的に行動できる環境づくりのために行うものである。

児童生徒が、自分たちの決まりは、自分たちで作って、自分たちで守るといった民主主義の基本を身に付けることは、「平和で民主的な国家及び社会の形成者」（教育基本法第1条）となるために不可欠であり、自校の校則の見直しに参画することは、その貴重な実践の場となる。

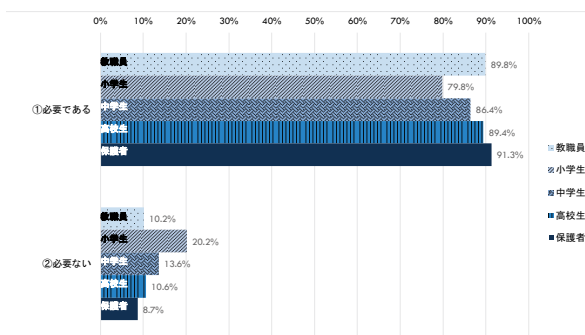
また、保護者も校則の見直しに学校の一員として関わることにより、学校の様々な課題についての当事者意識や、家庭と学校との役割分担についての共通理解の形成にもつながるものとする。

## 2. 関係者からの意見聴取

### (1) 「校則・生徒指導のあり方の見直しに係るアンケート」の実施

令和 2 年 8～10 月に、熊本市立の学校に在籍する児童生徒、その保護者及び教職員を対象として「校則・生徒指

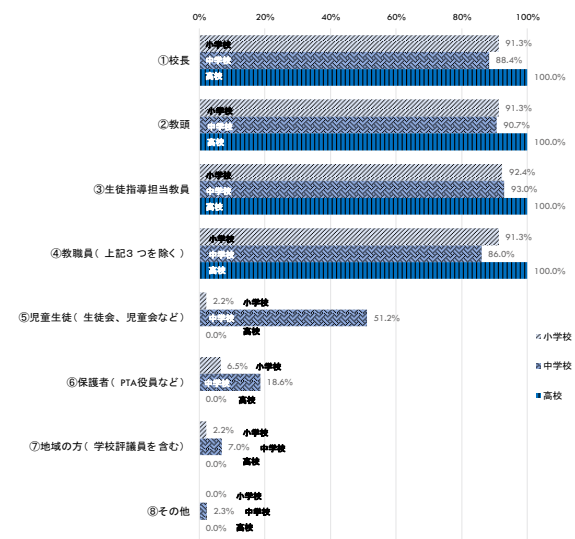
問9. 学校全体の校則を、児童生徒で作ったり、考えたりする場が必要であると考えますか。（保護者は「児童生徒で」「お子さんたちで」に読み替えてください。）



	教職員		小学生		中学生		高校生		保護者		総計	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
①必要である	2,501	89.8%	10,275	79.8%	12,951	86.4%	412	89.4%	17,366	91.3%	43,505	86.6%
②必要ない	283	10.2%	2,599	20.2%	2,039	13.6%	49	10.6%	1,660	8.7%	6,630	13.2%
総計	2,784	100.0%	12,874	100.0%	14,990	100.0%	461	100.0%	19,026	100.0%	50,135	100.0%

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはなりません。

4. 見直しを行う際、かかわっている人は誰ですか。（複数回答）



	小学校	構成比	中学校	構成比	高校	構成比	全体	構成比
①校長	84	91.3%	38	88.4%	2	100.0%	124	90.5%
②教頭	84	91.3%	39	90.7%	2	100.0%	125	91.2%
③生徒指導担当教員	85	92.4%	40	93.0%	2	100.0%	127	92.7%
④教職員(上記3つを除く)	84	91.3%	37	86.0%	2	100.0%	123	89.8%
⑤児童生徒(生徒会、児童会など)	2	2.2%	22	51.2%	0	0.0%	24	17.5%
⑥保護者(PTA役員など)	6	6.5%	8	18.6%	0	0.0%	14	10.2%
⑦地域の方(学校評議員を含む)	2	2.2%	3	7.0%	0	0.0%	5	3.6%
⑧その他	0	0.0%	1	2.3%	0	0.0%	1	0.7%

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入している。

導のあり方の見直しに係るアンケート調査」を実施した（回答数は、小学4～6年の児童12,874人、中学生14,990人、高校生461人、保護者19,026人、教職員2,784人）。調査方法は、小中学生は学校が貸与しているタブレット端末からの回答、高校生及び保護者については各家庭の端末からの回答とした。

調査の結果、「学校全体の校則を、児童生徒で作ったり、考えたりする場が必要であると考えますか」の質問については、回答者の約8割以上（小学生79.8%、中学生86.4%、高校生89.4%、保護者91.3%、教職員89.8%）が「必要である」と回答している。また、「あなたは、自分の学校の校則の見直しが必要だと思いますか」の質問について、回答者の約3割（小学生30.3%、中学生34.7%、高校生46.2%、保護者17.0%、教職員29.6%）が「必要」と回答している。これらのことから、現在の校則に問題を感じているか否かに関わらず、児童・生徒たちが自ら校則を作ったり、考えたりする場を設けることが必要だという認識が多くの児童生徒、保護者、教職員に共有されていることが分かった。

また、「見直しを行う際、かかわっている人は誰ですか」の質問（各学校が回答）に対しては、8割以上の学校が、校長・教頭・生徒指導担当教員・教職員が関わっていると回答しているが、児童生徒が関わっている学校は、小学校2.2%、中学校51.2%、保護者が関わっている学校は、小学校6.5%、中学校18.6%と少数であり、実際には学校の教職員が中心となって校則の見直しを行っている学校が多いことがわかった。

## (2) 教育長と教育委員による直接対話事業(広聴事業)

本市では、教育政策に広く市民の意見を反映させるために、教育長と教育委員が市民と直接対話する広聴事業を実施しており、令和2年10月には、「校則・生徒指導」をテーマとして、オンラインによる意見交換を行った。公募により参加した熊本市立高等学校・中学校の生徒19人、保護者14人、教職員5人の計38人が6グループに分かれ、教育長及び教育委員がファシリテーターの役を担い、グループワーキングを実施した。

広聴事業では、グループごとに現状や生徒が抱える疑問、学校の事情や課題、解決案や教育委員会に対する要望などが出された。

校則・生徒指導の問題点については、特に服装について



のきまりが細かいことや、指導の際に納得できる説明等がないこと、「高校生、中学生らしさ」という言葉が不明瞭であることなどの意見に対して、生徒や保護者、教職員が、それぞれの立場で考えを述べた。校則や生徒指導の見直しの方法については、「みんなが理解できるルールをつくる」「高校生、中学生らしい〇〇を具体的に決める」「人権が侵される可能性がある校則については積極的に考える」「先生だけで決めるのではなく、生徒、保護者、更に地域も交えて決定する」といった意見があった。

また、このグループワークを行った感想として、生徒からは「国を良くするために法律があるように、校則が生徒を育てる上で重要なものか考える必要がある。生徒に自分の意見を言ったら変わるという成功体験の場をつくっていくべきではないか。」「他の学校のことや保護者の方の意見を聞くことができ、自分のことも改めて考えることができた」、保護者からは「校則は人権に配慮した文言の整理が必要。先生や保護者や地域の方々が、あなたたちを応援する立場にいますので、生徒の皆さんもそこを信じて学校生活を送ってほしい。」「生徒・保護者は、学校や先生には逆らえないと無関心にならず、生徒が主体となり保護者等も巻き込んで学校を良くしてほしい」といった肯定的な意見が多く出された。

## (3) 小中高等学校長との意見交換

校則の見直しを行うにあたり、学校現場に校則の見直しの趣旨を十分に理解してもらうため、全校長へ見直しの目的や見直しの方法などを説明し、意見交換を行った。

校長からは、自ら考え行動できる児童生徒を育成するために、校則の見直しに児童生徒を参画させていくことや、時代に合っていない校則について見直していくことに賛同す

る意見があった一方で、これまで大事にしてきたもの（校内秩序の維持を重視したきまりや指導を徹底するためのきまりなど）が失われるのではないかと、児童生徒の荒れに繋がるのではないかと、などの不安の声も聞かれた。

### 3. 見直しの枠組みづくりと学校管理運営規則改正

これらの関係者からの意見聴取等を踏まえ、校則の見直しを行うことを通して、自分の意見を表し、他者の意見を聞きながら、自分たちの決まりは、自分たちで作って、自分たちで守ることを実現するため、以下の3つの観点から見直しの枠組みをつくることとした。

ア児童生徒が、自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築  
 イ必要かつ合理的な範囲内で制定されることについて  
 ウ校則の公表について

また、その実効性を担保するため、学校管理運営規則を改正し、当事者である教職員、児童生徒、保護者が校則の見直しに参画することを明記した。

○熊本市立小中学校の管理運営に関する規則

**【旧】**  
 (学校規程の制定)  
 第36条 校長は、法令、条例又は規則等に違反しない限りにおいて、校則その他の学校規程を制定することができる。

**【新】**  
 (学校規程の制定)  
 第36条 校長は、必要かつ合理的な範囲内で校則その他の学校規程を制定することができる。

2 校長は、校則の制定又は改廃に教職員、児童生徒及び保護者を参画させるとともに、校則を公表するものとする。

※熊本市立高等学校の管理運営に関する規則第33条も同じ。  
 ※令和3年4月1日施行

校則制定プロセスの明文化は、児童の権利に関する条約に定める意見表明権（同条約第12条）とも整合的である。国連の児童の権利委員会は、学校的意思決定への児童参加を法定すべきだとしている（同委員会一般的意見第12号・平成21年）。

その点で、児童生徒の参画を学校管理運営規則という法的根拠のある形で規定したことには意義があると考えている。

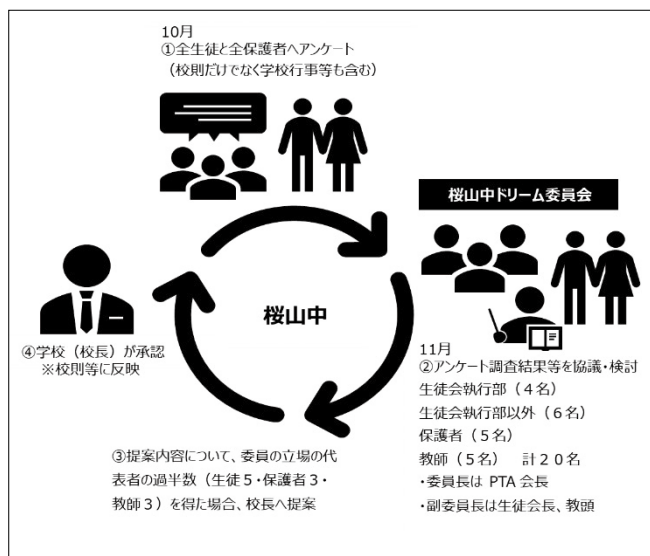
### 4. ガイドラインの策定

実際に校則の見直しを学校で行うにあたり、見直しの目的や仕組みづくりのポイント等を示すため、ガイドラインの策定を行った。

#### (1) 児童生徒が、自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築

本市の先進校の取組例などを参考に、各学校で、校則について教職員、児童生徒、保護者がともに話し合い、考える場を作ることとした。仕組みづくりのポイントとしては、教職員、児童生徒、保護者が見直しに関わる仕組みを構築し、少なくとも年1回はこの仕組みにより校則の見直しを行うことや、協議に当たっては、それぞれの人数のバランスを考慮することなどを示した。

【熊本市立桜山中学校（ドリーム委員会）の例】



- ①全生徒と全保護者へアンケート
- ②アンケート調査結果等を生徒等が協議・検討
- ③代表者の過半数を得た場合、校長へ提案

④学校（校長）が承認（校則等に反映）

## (2) 必要かつ合理的な範囲内で制定されることについて

校則について定める法令は特にないが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課すことができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされている。

よって、校則の見直しを行うに当たっては、校則を必要かつ合理的な範囲内で制定することとし、人権への配慮が必要な、以下の①から③の規定については各学校において必ず改定し、④については見直しを行うこととした。それ以外の規定については、各学校において話し合いの上、最終的には校長の判断によって決定することとした。

### ① 生まれ持った性質に対して許可が必要な規定

(例)地毛の色について、学校の承認を求めるもの 他

### ② 男女の区別により、性の多様性を尊重できていない規定

(例)制服に男女の区別を設け、選択の余地がないもの 他

### ③ 健康上の問題を生じさせる恐れのある規定

(例)服装の選択に柔軟性のないもの、選択の余地がないもの 他

### ④ 合理的な理由を説明できない規定や、人によって恣意的に解釈されるようなあいまいな規定

なお、必要かつ合理的な範囲内であるかどうかについては、現在の学校を取り巻く社会環境や社会情勢に照らし、適宜見直しを図ることが必要である。

## (3) 校則の公表について

校則の策定や生徒指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について教職員、児童生徒、保護者との間で共通理解を持つことが重要である。

そこで、校則を広く周知し、児童生徒、保護者、地域の方などの理解と協力を得るため、校則を各学校のホームページに掲載することとした。

## (4) 生徒指導のあり方の見直しについて

日常の教育活動の中心となる授業や学校活動、校則に基づく指導等において、生徒指導の3つの機能「自己決定の場

を与える」「自己存在感を与える」「共感的な人間関係を育成する」を生かした指導ができているか、児童生徒の自己指導能力を伸ばす気づきとなっているか、意識しながら見直しを行うことを求めることとした。そのため、3つの機能のそれぞれについて、見直しにあたっての具体的な意識や行動の例を示した。

生徒指導の3つの機能		今回の見直しの具体的な意識や行動
自己決定の場を与える	自己決定とは、自分で決めて実行するということです。常に「相手」と「自分」の両者を中心にずえて行動するということで、身勝手な「自己決定」ではなく、他の人々を大切にすることを根拠にして自分の行動を考えなければなりません。	(教職員) ・校則の見直しに当たって、学級（または学校）内のすべての児童生徒が参加できる機会を設け、児童生徒が多様な意見を発言できるようサポートしている。  (児童生徒) ・校則の見直しについて話し合う時、自分や他の人のことを考えながら、みんなで話し合っている。
	自己存在感とは、自分は価値ある存在であるということを実感することです。教職員は、子ども一人一人の存在を大切に思っ指導することが大切であり、子どもの独自性や個性を大切にしたい指導が必要となります。	(教職員) ・校則に基づく指導の場面で、児童生徒の思い（理由）も真剣に聴き、受け止めている。  (児童生徒) ・自分がルールを守れなかった時に、先生や保護者は理由を聞いてくれたり、親身になって相談にのってくれたり、アドバイスをしてくれたりする。
共感的な人間関係を育成する	共感的な人間関係とは、相互に人間として無条件に尊重し合う態度で、ありのままに自分を語り、理解し合う人間関係をいいます。共感的な人間関係は、教職員と子どもの関係だけでなく子ども同士の間でも大切になります。	(教職員) ・校則の見直しについて話し合う際、児童生徒一人一人の意見を尊重し合う雰囲気づくりに努める。  (児童生徒) ・自分の意見と異なる意見にも耳を傾け、他の人の意見に共感している。

## おわりに

ガイドライン、アンケート結果等については、Webページで公開している。

◆熊本市ホームページ

[https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c\\_id=5&id=31344&class\\_set\\_id=2&class\\_id=324](https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=31344&class_set_id=2&class_id=324)

ガイドラインに沿った学校での校則・生徒指導のあり方の見直しは、各学校において今年度から継続的に行われることとなる。

校則の見直しの経験を通して、子どもたちが、様々な立場の人の意見を聞きながら、自ら考え行動し、問題を解決していくことは、民主主義を学ぶ大切な経験である。

子どもたちが、主体的に考え、行動することで、自らの生きる社会が変化するということを実感し、豊かな人生とよりよい社会を創造していくことを願っている。